

(参考2) ②決算統計・③健全化判断比率とは…?

地方財政状況調査（決算統計）

地方財政状況調査（以下、決算統計）とは、地方公共団体の歳入歳出の執行を通じて行政目的が効率的に達成されたかを検討する基礎となるものであり、地方財政の毎年度の実行結果を示すもの。

決算統計は、毎年定期的に行われ、その結果は集計・分析された上、毎年度国会に報告並びに公表。

この決算統計を基に、地方公共団体の財政悪化を客観的に示す指標（健全化判断比率）を算定。健全化判断比率については、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならぬ。

財政の健全化判断に用いられる指標（健全化判断比率）

●実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じる赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したものを

●連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものを

●資金不足比率

公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

●実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを

●将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを



地方公共団体の
財政の全体像が
明らかになり！

（参考3）自動転記箇所のイメージ（その1）

（（例））

普通交付税基礎数値

健全化比率算定表4 表

平成29年度 普通交付税算定用（市町村分）基礎数値チェック表（需要） 1

都道府県名	26	京都市府	交付税種別		国体 区分	財源 適正率	算入標準上の地域区分	
			種別	評価			給付率	算入率
市町村名	2	0	865	6	不足	0	0	
市町村コード								

共	国調人口	H27年	15,181	A	コ	I-A	コ	109
		H22年	15,121	コ <td>I-B</td> <td>コ <td>49</td> </td>	I-B	コ <td>49</td>	49	
		H17年	15,191	コ <td>I-C</td> <td>コ <td>36</td> </td>	I-C	コ <td>36</td>	36	
		H12年	15,736	コ <td>I-D</td> <td>コ <td>96</td> </td>	I-D	コ <td>96</td>	96	
		H7年	15,879	コ <td>I-計</td> <td>コ <td>290</td> </td>	I-計	コ <td>290</td>	290	
		H2年	16,152	コ <td>II-A</td> <td>コ <td>274</td> </td>	II-A	コ <td>274</td>	274	
		29. 1. 1	15,735	コ <td>II-B</td> <td>コ <td>225</td> </td>	II-B	コ <td>225</td>	225	
		28. 1. 1	15,563	コ <td>II-C</td> <td>コ <td>198</td> </td>	II-C	コ <td>198</td>	198	
		27. 9. 30	15,527	コ <td>II-D</td> <td>コ <td>168</td> </td>	II-D	コ <td>168</td>	168	
		27. 1. 1	15,468	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		26. 1. 1	15,437	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		25. 3. 31	15,412	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		24. 3. 31	15,348	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		22. 9. 30	15,417	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		23. 3. 31	15,351	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		2020年	15,351	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		H27年国調	15,351	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		H22年国調	14,421	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		H17年国調	14,418	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		H12年国調	14,467	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		H7年国調	14,996	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		28年度	2,193,767	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		27年度	2,277,625	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		26年度	2,244,375	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		25年度	2,794,108	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		24年度	2,778,887	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		23年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		22年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		21年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		20年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		19年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		18年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		17年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		16年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		15年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		14年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		13年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		12年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		11年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		10年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		9年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		8年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		7年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		6年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		5年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		4年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		3年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		2年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		1年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		0年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		29年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		30年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		31年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		32年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		33年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		34年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		35年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		36年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		37年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		38年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		39年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		40年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		41年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		42年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		43年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		44年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		45年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		46年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		47年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		48年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		49年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		50年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		51年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		52年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		53年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		54年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		55年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		56年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		57年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		58年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		59年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		60年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		61年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		62年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		63年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		64年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		65年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		66年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		67年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		68年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		69年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		70年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		71年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		72年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		73年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		74年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		75年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		76年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		77年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		78年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		79年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		80年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		81年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		82年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		83年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		84年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		85年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		86年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		87年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		88年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		89年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		90年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		91年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		92年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		93年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		94年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		95年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		96年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		97年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		98年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		99年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	
		100年度	2,893,317	コ <td>II-計</td> <td>コ <td>865</td> </td>	II-計	コ <td>865</td>	865	

費目 消防費 市町村名

1 施設整備事業（一般財源化分）消防防災設備整備費補助金

同意等年度	区分	同意等額	算入予定割合	算入見込額 (千円未満四捨五入)
(1) 18年度	① 市庁公署都市	*	0.741 =	0 (7)
	② その他の市町村	1,206	0.417 =	503 (4)
(2) 19年度	① 市庁公署都市	*	0.778 =	0 (9)
	② その他の市町村	465	0.500 =	233 (2)
(3) 20年度	① 市庁公署都市	*	0.793 =	0 (4)
	② その他の市町村	3,068	0.706 =	2,166 (3)
(4) 21年度	① 市庁公署都市	*	0.843 =	0 (4)
	② その他の市町村	*	0.785 =	0 (9)
(5) 22年度	① 市庁公署都市	*	0.888 =	0 (4)
	② その他の市町村	1,514	0.846 =	1,281 (2)
(6) 23年度	① 市庁公署都市	*	0.653 =	0 (9)
	② その他の市町村	835	0.676 =	529 (9)
(7) 24年度	① 市庁公署都市	*	0.666 =	747 (3)
	② その他の市町村	1,121	0.700 =	0 (4)
(8) 25年度	① 市庁公署都市	*	0.700 =	0 (4)
	② その他の市町村	*	0.700 =	0 (4)
(9) 26年度	① 市庁公署都市	*	0.700 =	0 (4)
	② その他の市町村	*	0.700 =	0 (4)
(10) 27年度	① 市庁公署都市	*	0.700 =	0 (4)
	② その他の市町村	*	0.700 =	0 (4)
(11) 28年度	① 市庁公署都市	*	0.700 =	0 (4)
	② その他の市町村	844	0.700 =	591 (2)
(7)～(11) 計				6,050 (a)

(a)	消防費合計	6,050 (A)
-----	-------	-----------

健全化判断比率の算定表(4表)は、普通交付税算定の基礎となる数値(地方債の同意等額等)から転記して作成している。

（参考4）自動転記箇所のイメージ（その2）

（例）

決算統計00表

区分	行数	値
基準財政収入額（千円）	01	20,381,830
基準財政需要額（千円）		26,639,473
標準財政収入額等（千円）		26,006,154
標準財政規模（千円）		34,554,893
臨時財政対策債発行可能額（千円）		2,313,011
財政力指数(26～28)年度		0.76

健全化比率算定表

総括表① 健全化判断比率の状況（平成28年度決算）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	期末負債比率
262048	京都府		-	-	2.1	-

団体区分：3.市
！赤字を繰戻して下さい。

標準財政規模 (千円)	臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	財政健全化基準	比率(%)	比率(%)
34,554,893	2,313,011	11.62	15.62	25.0	350.0
		20.00	30.00	35.0	

決算統計の各表から 健全化判断比率の算定表へ転記する箇所が多数有り、当課では、約60項目のチェック項目を設けている。

歳入・歳出等の財政規模や地方債の額等の転記項目がある。

関係法令（抜粋）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）

（健全化判断比率の公表等）

第三条 **地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならぬ。**

3 **地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村（第二十九条を除き、以下「市町村」という。）及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならぬ。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならぬ。**

4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）

（健全化判断比率等の公表方法）

第二十五条 法又はこの政令の規定による公表は、インターネットの利用及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。

地方分権改革に関する提案

処遇改善等加算の 配分方法の制約の撤廃

静岡県

平成30年7月6日

重点番号10：子ども・子育て支援新制度における
保育士等の処遇改善に係る制約の見直し（静岡県）

静岡県の保育所における処遇改善等加算の導入状況

キャリアアップ制度導入(処遇改善の給付申請)状況(平成29年度)

区分	対象施設数	導入済施設数	導入割合
保育所	292	238	81.5%
認定こども園	117	92	78.6%
合計	409	330	80.6%

【現状】

109 処遇改善等加算の配分の制約のため趣旨に沿った活用ができない

処遇改善加算の趣旨
保育士等のキャリアアップの仕組みの導入
技能・経験に応じた処遇の改善

↓
一定数の職員に4万円の処遇改善を義務付け

実態に合わないキャリアアップの仕組み
職員の活用範囲が狭まる

【具体的な支障事例】

保育士の技能・経験を超えた職責
過大な負担、保育士の離職

業務内容と職責が一致しない
公平性を欠き、不満が生じる

処遇改善等加算の導入例

【園児数】 (単位:人)

区分	人数	定員
0歳児	11	24
1歳児	24	24
2歳児	28	24
計	63	72

処遇改善等加算 加算対象職員数計算表(保育所)

1. 加算対象人数の基礎となる職員数(人)

年齢別配置基準による職員数	選択項目	職員数 (自動計算)
4歳以上児	0	0.0
3歳児	0	0.0
1, 2歳児	52	8.6
0歳児	11	3.6
小計(小数点第一位四捨五入)		12.0
保育標準時間認定の児童	あり	1.4
事務職員権上加算	あり	0.3
利用定員数に基づく職員数		2.5
合計		16.2
基礎となる職員数(1人未満端数 四捨五入)		16

【職員数】 (単位:人)

職種	役職	区分	人数
管理職	園長	パート	1 (0.75)
保育士	主任保育士	正規	1 (1.00)
	一般保育士	正規	10 (10.00)
	一般保育士	パート(フル)	1 (1.00)
	一般保育士	パート	6 (4.50)
計			18 (17.25)
調理員		正規	1 (1.00)
		パート	2 (1.50)
計			3 (2.50)
看護師		パート	1 (0.75)
合計			23 (21.25)

()内は常勤換算

2. 加算額、加算対象者の人数及び配分方法

園児数		63人
基礎となる職員数		16人
処遇改善等加算の対象人数 (及びその額)		4万円 5人 5千円 3人 (計21万5千円)
必ず4万円の処遇改善が必要な人数		2人
副主任保育士等の人数		5人
職務分野別リーダー等の人数		7人

処遇改善等加算の配分の配分

【現行配分】

No	区分	職制	職種	経験年数	改善額(円)
	パート	園長	管理職	32	
	正規	主任保育士	保育士	16	20,000
	正規	専門リ－ター	調理員	15	40,000
	正規	副主任保育士	保育士	11	40,000
	パート	専門リ－ター補佐	調理員	10	26,000
	正規	専門リ－ター補佐	保育士	9	24,000
	正規	専門リ－ター補佐	保育士	6	20,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	3	9,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	正規	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	正規	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	正規	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	パート(フル)		保育士	2	
	パート		保育士	2	
	パート		保育士	2	
	パート		保育士	2	
	パート		保育士	1	
	パート		保育士	1	
①	パート		看護師	1	
②	正規		保育士	0	
③	パート		調理員	0	
計(処遇改善額)					215,000



【提案：施設の裁量による配分】

No	区分	職制	職種	経験年数	改善額
	パート	園長	管理職	32	
	正規	主任保育士	保育士	16	
	正規	専門リ－ター	調理員	15	27,000
	正規	副主任保育士	保育士	11	27,000
	パート	専門リ－ター補佐	調理員	10	18,000
	正規	専門リ－ター	保育士	9	27,000
	正規	専門リ－ター	保育士	6	27,000
	正規	専門リ－ター補佐	保育士	3	18,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	パート(フル)	分野別専門リ－ター	保育士	2	8,000
	パート	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	パート	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	パート	分野別専門リ－ター補佐	保育士	2	5,000
	パート		保育士	1	
	パート		保育士	1	
①	パート		看護師	1	
②	正規		保育士	0	
③	パート		調理員	0	
計(処遇改善額)					215,000

現行配分

【課題】

No	区分	職制	職種	経 験 年 数	改善額 (円)
	パート	園長	管理職	32	
	正規	主任保育士	保育士	16	20,000
	正規	専門リーダー	調理員	15	40,000
	正規	副主任保育士	保育士	11	40,000
	パート	専門リーダー補佐	調理員	10	26,000
	正規	専門リーダー補佐	保育士	9	24,000
	正規	専門リーダー補佐	保育士	6	20,000
	正規	分野別専門リーダー	保育士	3	9,000
	正規	分野別専門リーダー	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リーダー	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リーダー補佐	保育士	2	5,000
	正規	分野別専門リーダー補佐	保育士	2	5,000
	正規	分野別専門リーダー補佐	保育士	2	5,000
	正規	分野別専門リーダー補佐	保育士	2	5,000
	パート (フル)		保育士	2	
	パート		保育士	2	
	パート		保育士	2	
	パート		保育士	2	
	パート		保育士	1	
	パート		保育士	1	
㉑	パート		看護師	1	
㉒	正規		保育士	0	
㉓	パート		調理員	0	
計(処遇改善額)					215,000

職制の給与バランス保持のために配分

同等の業務行う職員の処遇が異なる

一部の職員の負担が過大となっている

同一経歴年数(2年)の職員の処遇が異なる

支給額の差に応じて、実態に合わない職制の差を設けなければならない

【例】副主任保育士と専門リーダー補佐

提案：施設の裁量による配分

【効果】

No	区分	職制	職種	経験年数	改善額
	パート	園長	管理職	32	
	正規	主任保育士	保育士	16	
	正規	専門リ－ダ－	調理員	15	27,000
	正規	副主任保育士	保育士	11	27,000
	パート	専門リ－ダ－補佐	調理員	10	18,000
	正規	専門リ－ダ－	保育士	9	27,000
	正規	専門リ－ダ－	保育士	6	27,000
	正規	専門リ－ダ－補佐	保育士	3	18,000
	正規	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	正規	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	パート (フル)	分野別専門リ－ダ－	保育士	2	8,000
	パート	分野別専門リ－ダ－補佐	保育士	2	5,000
	パート	分野別専門リ－ダ－補佐	保育士	2	5,000
	パート	分野別専門リ－ダ－補佐	保育士	2	5,000
	パート		保育士	1	
	パート		保育士	1	
①	パート		看護師	1	
②	正規		保育士	0	
③	パート		調理員	0	
計(処遇改善額)					215,000

職制の給与バランスをとるための加算が不要

役割・業務に見合った処遇が可能
業務量・職責の適切な配分
技能・経験に見合う職員の活用

同一経験年数(2年)の職員の処遇の統一

パート職員の登用が可能

提案内容

【内容】

○加算対象職員数の2分の1に対して4万円を支給しなればならない制約を撤廃する。

【効果】

- 処遇改善加算 による加算額を施設の裁量により配分することが可能になり、これにより
- ・技能・経験にあった職位と処遇の実現
- ・各々の施設にあったキャリアアップの仕組みが導入可能



放課後等デイサービス利用 対象児童の拡大



大阪府 東大阪市

放課後等デイサービスとは

学校教育法第1条に規定する学校に通学する障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活技能向上のために

自立支援と日常生活の充実のための活動

創作活動

地域交流の機会の提供

余暇の提供

などを組み合わせた訓練や社会との交流の促進等を行っており、障害のある子どもたちの放課後の居場所にもなっている。

また、放課後等デイサービスの基本的役割として

ひとりひとりに合わせた療育をうけられること
小集団の中で社会性を身につける場所であること
保護者への支援の役割を担っていること

の3つがあげられる。